
第31回

社会福祉士国家試験

講評

第31回社会福祉士国家試験・筆記試験（平成31年2月3日実施） 講 評

1 全体について

難しいと感じられた科目や出題傾向に偏りのある科目がありましたが、大半の科目が、例年と同様の出題傾向であったと言えます。また、基礎的な事項を問う問題を中心として出題されており、過去問を中心として周辺の知識を深める学習を行ってきた方にとっては、解答しやすい問題が多かったように思います。

近年施行された法律や改正点からの出題や、統計や報告書からの出題が複数の科目でみられ、今後も各科目に関連する最新情報を確認しておく必要があります。幾つかの科目では、見慣れない用語や人名が出題されていましたが、設問肢を落ち着いて正しく読み解くことで、正答できた問題もありました。事例問題をはじめ、昨今の福祉を取り巻く状況を強く反映した出題が目立っており、今後も過去問等による学習に加え、ニュース等で横断的に知見を広げていくことが必須と言えます。

第25回の試験から、「2つ選ぶ」問題が出題されていますが、今回の試験では、共通科目から5問、専門科目から17問、合計22問の出題となり、第30回の12問（共通科目2問、専門科目10問）から大きく増えました。科目別には、「地域福祉の理論と方法」4問、「相談援助の理論と方法」8問と、偏って出題されていました。

難易度としては、第30回に比べると難化した部分がありますが、全体的には第29回に比べると点数が取りやすい出題でした。「現代社会と福祉」、「社会保障」、「権利擁護と成年後見制度」、「相談援助の理論と方法」、「福祉サービスの組織と経営」などで、難しく感じられた方が多かったのではないかと思います。

合格基準については、第30回（99点）には到達しないと思われますが、90点以上になると予想されます。

2 科目別講評

【共通科目】

① 「人体の構造と機能及び疾病」

出題された項目は、「エリクソンの発達段階」・「人体の各器官の構造と機能」・「国際生活機能分類（ICF）」・「健康」・「高血圧」・「障害」・「精神疾患の診断・統計マニュアル（DSM-5）における「神経性やせ症/神経性無食欲症」の診断基準」。

例年と同じような構成で、各項目からバランスよく出題されていました。基礎的な知識を問う出題が多く、解きやすかったと思います。問題6の「障害」や、問題7の「神経性やせ症/神経性無食欲症」に関する出題では、頭を悩ませた方もいらしたのではないのでしょうか。

② 「心理学理論と心理的支援」

出題された項目は、「内発的動機づけ」・「感覚・知覚」・「記憶」・「防衛機制」・「ストレス対処法（コーピング）」・「心理検査」・「行動療法」。

問題8の「内発的動機づけ」、問題11の「防衛機制」、問題12の「ストレス対処法」は、設問肢が具体的事例から作成されていました。

例年に習い、比較的よく出ている項目から、基本的な事項を問う問題が多く見られました。

③ 「社会理論と社会システム」

出題された項目は、「社会の福祉水準を測定する社会指標」・「ジニ係数」・「近代社会の特質」・「人口」・「社会集団」・「社会的行為」・「フリーライダー」。

問題17の「近代社会の特質」や問題20の「社会的行為」は、問題文を示す用語を選ぶという出題で、戸惑った方も多かったのではないのでしょうか。問題15の社会指標を含め、問題文を的確に読み取る必要があります。

その他は、基本的事項が問われており、解きやすい問題でした。

④ 「現代社会と福祉」

出題された項目は、「人間の安全保障」・「福祉社会づくり」・「イギリスにおける福祉政策の歴史」・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」・「ヘイトスピーチ解消法」・「世界幸福度報告書」・「日本における性同一性障害や性的指向・性自認」・「介護休業制度」・「社会福祉法」・「日本の最低賃金制度」。

10問中6問（問題22、問題25～問題28、問題31）が、初めて出題される問題でした。この科目については、過去問題集を繰り返し解くような試験対策だけでなく、幅広い視野で時事問題を注視していく必要があると言えます。問題23の「福祉社会づくり」においても、これまで出題されたことのない人名が出ていました。ただ、新出であっても問題22、問題25、問題27などは、設問肢から正答を絞り込むことが可能な問題であったと思われます。

例年になく、今の社会情勢や福祉を取り巻く環境を反映した問題が多く難易度も高かったため、取り組みにくさを感じられた科目でした。

⑤ 「地域福祉の理論と方法」

出題された項目は、「地域福祉の政策」・「地域福祉に関する理念や概念」・「(事例) 生活支援相談員による被災者を支援するための取り組み」・「社会福祉協議会の活動」・「地域福祉の対象」・「地域福祉の担い手や組織」・「(事例) 地域包括支援センターの相談員による支援や近隣との関わり」・「地域福祉における連携」・「(事例) 社会福祉協議会の相談員の対応」・「地域包括ケアの推進」。

事例問題が3問あり、第30回の2問、第29回の1問と比べると、割合として大きく増えました。内容としては、特に難しいものではなく、読み解きやすかったと思います。

出題の内容としては、これまでの傾向と同様に、出題基準の各大項目からバランスよく出題されていました。問題32の「地域福祉の政策」や問題37の「地域福祉の担い手や組織」では、様々な報告書から設問肢が作成されており、解答に時間を要したのではないかと思います。

全体として、基礎的な事項を問う問題が多く、事例問題と合わせて、

点数を稼ぎたい科目でした。

⑥ 「福祉行財政と福祉計画」

出題された項目は、「都道府県の役割」・「社会保障関係費」・「医療と介護の最近の改革」・「福祉計画の策定」・「福祉計画策定の一連の過程」・「福祉計画に定めるべき事項」・「第5期障害福祉計画を作成するための基本指針」。

項目別には、福祉行政の実施体制から1問、福祉行財政の動向から1問、福祉計画から5問という構成でした。福祉計画からの出題のうち、問題44の「医療と介護の最近の改革」は、福祉計画に関する肢が2つあるものの、正答は平成30年4月に新設された介護医療院に関する肢となっていました。

問題43では、昨年に続き、金額が最も多いものを選ぶという問題が出題され、今年は、一般会計歳出予算の社会保障関係費が問われました。問題46では、2018（平成30）年度開始の第5期障害福祉計画、第7期介護保険事業計画が出題され、第5期障害福祉計画については、さらに問題48で細かい内容が問われていました。今後も最新の計画に目を通しておく必要があります。

⑦ 「社会保障」

出題された項目は、「社会保障制度の財源」・「社会保険と民間保険」・「(事例) 各保険制度に関して」・「年金保険」・「医療保障制度の歴史的展開」・「(事例) 健康保険など」・「諸外国における医療や介護の制度」。

事例問題は例年通り2問出題されました、内容としては、各制度の受給要件や利用者負担についてであり、特に難解な内容ではありませんでしたが、各制度をきちんと理解しているかが問われた出題と言えます。

出題の内容としては、問題49の「社会保険制度の財源」、問題52の「年金保険」、問題53の「医療保険制度の歴史的展開」は、基礎的な内容と言えます。問題50では珍しく「民間保険」が出題されています

が、社会保険についての理解があれば、正答できる問題と言えます。問題55の「諸外国における医療や介護の制度」は第29回でも出題されており、見覚えがあったのではないかと思います。正しいものを2つ選ぶ問題でもあり、悩んだ方も多かったのではないのでしょうか。

⑧ 「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」

出題された項目は、「障害者の実態」・「障害者福祉制度の発展過程」・「障害者総合支援法の障害福祉サービス」・「(事例) 各関係機関の役割」・「基幹相談支援センター」・「(事例) 相談支援事業所の活動」・「身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健福祉法」。

事例問題は例年通り2問でした。内容としては、難しいものではなく、正答しやすかったと思います。

問題56で「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」(平成30年4月結果公表)における「障害者の実態」として統計から障害者手帳についての出題がありました。「生活のしづらさなどに関する調査」は5年おきに行われ、前回は5回前の第26回において出題されています。問題57の障害者福祉制度の発展過程はよく出題される内容であり、問題58の障害福祉サービスでは、平成30年4月から新たに開始した自立生活援助について問われました。

難易度としては、基礎的事項に関する出題が多く、解答しやすかったと思われまます。

⑨ 「低所得者に対する支援と生活保護制度」

出題された項目は、「低所得者の状況」・「現在の生活保護の基準」・「生活保護の扶助の種類とその内容」・「(事例) 生活保護における扶養義務者との関わり」・「福祉事務所の組織と業務」・「(事例) 相談支援員の支援」・「無料低額宿泊所」。

事例問題は前回同様2問でした。内容としては、主題についての基本的事項を理解していれば、正答しやすい問題でした。

項目別には、生活保護からの出題が問題63(肢3)を含め5問、低所得者支援からの出題が2問でした。例年と同様に生活保護制度から

の出題が多く見られました。問題63では様々な調査から設問肢が作成されており、解答に時間を要した方もいらしたのではないのでしょうか。問題65以降の5問は、基本的な事項を問う正答しやすい問題でした。

⑩ 「保健医療サービス」

出題された項目は、「日本の公的医療保険の給付内容」・「日本の医療費」・「日本の公的医療保険の医療費」・「診療報酬」・「へき地医療」・「医療関係職種の業務」・「(事例) 医療ソーシャルワーカーの対応」。

事例問題は前回同様1問でした。内容としては、解きやすい問題でした。

毎年よく出題されている医療費、診療報酬、医療関係職種の問題は、第30回に続き今回も出題されていました。問題74では、初めて「へき地医療」が出題されましたが、難しい内容ではなかったと思います。

全体として、基礎的な内容を問う問題が多く出題されていました。

⑪ 「権利擁護と成年後見制度」

出題された項目は、「生存権」・「特別養子縁組制度」・「(事例) 行政訴訟」・「成年後見開始等の統計」・「日常生活自立支援事業の利用等」・「(事例) クーリング・オフ」・「児童福祉法と児童虐待防止法」。

事例問題は前回同様2問でした。内容は、第30回でも出題された「行政訴訟」と「クーリング・オフ」に関してでした。他の科目の事例問題に比べると、馴染みが薄く難しく感じられる問題となっていました。

例年、複数問出題される成年後見制度からは、成年後見関係事件の概況からの出題が1問のみでした。問題77では、生存権に係るこれまでの最高裁判例の主旨が出題され、悩まされた方が多かったと思います。問題78では、対象年齢引き上げなど改正の動きがある特別養子縁組制度について出題されました。問題81や問題83は、基本的な事柄が問われており、解答しやすい問題でした。

【専門科目】**⑫ 「社会調査の基礎」**

出題された項目は、「社会調査」・「質問紙」・「測定と尺度」・「調査票の回収後の手続」・「量的データの集計や分析」・「調査方法としての面接法」・「質的調査の記録やデータの収集方法」。

問題87の「調査票回収後の手続」では、具体的な内容が問われており、戸惑った方も多くいらしたのではないのでしょうか。

全体として、各項目からバランスよく、基礎的な事項を問う問題が出題されていました。各設問肢の内容を落ち着いて読むことで、解答できたのではないかと思います。

⑬ 「相談援助の基盤と専門職」

出題された項目は、「社会福祉士及び介護福祉士法に規定されている社会福祉士」・「ソーシャルワークのグローバル定義」・「ポストモダンの影響を受けたソーシャルワーク」・「日本のソーシャルワークの発展に寄与した人物」・「アドボカシー」・「(事例) スクールソーシャルワーカー (社会福祉士) のチームアプローチに基づいた対応」・「(事例) 生活指導員 (社会福祉士) による対応」。

事例問題は前回同様2問でした。適切なものを2つ選ぶ問題でしたが、スムーズに解答できたと思います。

問題91の「社会福祉士及び介護福祉士法に規定されている社会福祉士」、問題92の「ソーシャルワークのグローバル定義」、問題94の「日本のソーシャルワークの発展に寄与した人物」は、例年よく出題されています。問題93は、ソーシャルワークの形成過程が大まかに捉えられていれば、正答を絞り込みやすかったと思います。問題94は、初めて出題された人名があり、難易度の高い問題でした。

全体的に、基礎的なことを問う問題が出題されており、高得点が狙えたのではないのでしょうか。

⑭ 「相談援助の理論と方法」

出題された項目は、「人-環境のソーシャルワーク実践」・「(事例) エコロジカルアプローチ」・「4つの基本的なシステム」・「(事例) ナラティブアプローチ」・「心理社会的アプローチの介入技法」・「ソーシャルワークのアプローチ」・「アセスメントツール」・「ニード類型論」・「(事例) 地域包括支援センターの社会福祉士が行う援助過程」・「ソーシャルワーカーの役割」・「基本的かかわり技法」・「(事例) 家庭支援専門相談員の退所に向けた援助」・「アウトリーチ」・「(事例) 医療ソーシャルワーカーの対応」・「相談援助における社会資源」・「グループワーク」・「(事例) 医療ソーシャルワーカーの応答」・「スーパービジョン」・「ソーシャルワークの記録」・「個人情報保護に関する法律」・「(事例) 外国人を支援する団体のソーシャルワーカーの対応」。

事例問題はこれまでと大きく変わらず7問で、すべてが正答を「2つ選ぶ」問題でした。内容としては、外国籍や災害復興、退所支援、緩和ケアなど現在の福祉の現場において注目される事柄から出題されていました。事例から主題を読み取ることで、全体的には正答しやすかったと思います。

正答を「2つ選ぶ」問題は、全部で8問あり（うち、事例問題が6問）、前回の4問から大きく増加しました。

出題の内容としては、アプローチ、援助過程、グループワーク、記録、個人情報保護法など頻出項目からの出題が多く見られました。

問題98のケンブ（Kemp, S.）の「人-環境のソーシャルワーク実践」は、第27回以降出題が続いているシステム理論からの出題であり、ソーシャルワークにおける「人-環境」について理解していれば、正答を選ぶことができたのではないのでしょうか。

例年に比べると、難易度が高く、事例問題と基本事項を問う問題を確実に正答することで、得点を確保したい科目だったと言えます。

⑮ 「福祉サービスの組織と経営」

出題された項目は、「福祉サービスの経営」・「リーダーシップの理論」・「財務管理と資金調達」・「危機管理（リスクマネジメント）」・「ド

ナベディアンモデル」・「適切な福祉・介護サービス提供体制」・「人事管理」。

出題の内容としては、経営、基礎理論、人事管理、リスクマネジメントなど満遍なく出題されていましたが、出題が続いていた社会福祉法人関連は、出題されませんでした。問題123の「ドナベディアンモデル」は、第22回以来の出題でした。また、問題120のマネジアル・グリッドや問題125のダイバシティー・マネジメントなど見慣れない用語もありましたが、基本的な事項を把握し、設問肢を読み解く力があれば、正答に近づけたのではないかと思います。

⑩ 「高齢者に対する支援と介護保険制度」

出題された項目は、「高齢者の保健・福祉に係る政策」・「(事例) ケアプラン」・「右片麻痺の杖歩行」・「認知症初期集中支援チーム」・「介護保険制度」・「介護支援専門員の役割」・「介護相談員」・「地域包括支援センターに関する介護保険法の規定」・「老人福祉法」・「(事例) 地域包括支援センターの社会福祉士の対応」。

事例問題は、例年通り2問でした。内容としては、介護保険制度と障害者総合支援法の複合的な問題、高齢者虐待が取り上げられていました。いずれも設問肢から正答を選びやすい問題だったと言えます。

全体として、介護保険制度を中心に、これまでの出題傾向を踏襲した内容となっていました。介護保険制度からは5問出題されており、介護の技法は、第29回から3年連続で出題されています。難易度は前回より高いとは思われますが、基本事項をふまえた問題が多く、頻出問題について準備が整っていた方は得点が伸びたのではないのでしょうか。

⑪ 「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」

出題された項目は、「医療型障害児入所施設」・「(事例) 保育所の初動対応」・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」・「(事例) 市区町村子ども家庭総合支援拠点」・「特別養子縁組を成立させる組織・機関」・「(事例) 障害児の福祉サービス」・「児童相談所の相談に関する統計」。

事例問題は、例年より多く3問でした。内容としては、虐待と、児童福祉法改正による新サービスが取り上げられていました。

平成24年の児童福祉法改正から問題136の「医療型障害児入所施設」と問題141の「医療型児童発達支援」、平成28年の児童福祉法改正から問題139の「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が出題されていますが、児童福祉法の改正が押さえられていれば容易に解答できる問題でした。問題140では、「権利擁護と成年後見制度」の科目でも出題された特別養子縁組制度について問われました。

全体としては、児童福祉法を中心に、母子及び父子並びに寡婦福祉法や統計からの出題があり、満遍なく出題されていたと思います。難易度は、基本事項を把握しておけば分かるものが多く、解きやすかったと思われます。

⑩ 「就労支援サービス」

出題された項目は、「日本の労働」・「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）」・「就労支援を担う機関」・「(事例) 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者の対応」。

事例問題は、例年通り1問でした。3年連続で障害者就業・生活支援センターからの出題となりました。就業支援担当者の対応が問われており、解答しやすい問題でした。

支援対象者別には、低所得者の就労支援関連の問題、障害者の就労支援関連の問題がバランスよく出題されていました。問題143の統計からの出題や問題145の機関に関する出題は、幅広い内容ではありませんでしたが、設問肢を読み解くことで正答を選ぶことができたのではないのでしょうか。問題144では、平成27年4月に開始された被保護者就労準備支援事業（一般事業分）から出題がありました。

難易度は、例年並みで、得点しやすい科目でした。

⑪ 「更生保護制度」

出題された項目は、「保護観察制度」・「保護観察官と保護司」・「更生保護の機関と就労支援及び福祉機関・団体との連携」・「社会復帰調

整官」。

例年の出題傾向を踏まえた出題となっていました。各問題とも、基礎的な事項が問われており、解きやすかったと思います。

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

©2019 TOKYO LEGAL MIND K. K. Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。